

農業経営発展計画 Q & A 集

(令和 7 年 4 月 1 日時点版)

●制度趣旨関係

- (問 1) 制度創設の趣旨いかん。
- (問 2) 農地の権利移転、取締役の選解任等を定款に定める趣旨いかん。
- (問 3) 農業経営発展計画においては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 14 条の 2 第 2 項のような役員要件の特例は措置していないのか。

●申請適格関係

- (問 4) 農業経営発展計画を申請するには、認定農業者として認定期間 5 年の実績が必要となっているが、申請時点で 5 年の実績がないといけないか。
- (問 5) 認定農業者の実績が 5 年以上必要な理由は何か。
- (問 6) 複数市町村で営農している場合はその全てで認定農業者となっている必要があるか。
- (問 7) 次のような場合、A 法人に認定農業者としての資格は引き継がれるのか。
 - ① 認定農業者の認定を受けたことがない A 法人が、認定農業者として 5 年以上の実績をもつ B 法人を吸収合併する場合
 - ② 認定農業者として 5 年以上の実績をもつ B 法人が C 法人と合併し、新たに A 法人となる場合
 - ③ 認定農業者として 5 年以上の実績をもつ B 法人から、個人 C が事業分割等により独立し、新たに A 法人を設立する場合
- (問 8) 全ての市町村で地域計画に位置付けられていることが必要か。
- (問 9) 地域計画がない市町村では、農業経営発展計画を作成できないのか。
- (問 10) 花など非食用作物を栽培する農地所有適格法人もこの制度を使えるか。

●出資関係

- (問 11) 出資金の用途は制限されているのか。目標を達成するため講ずる措置に出資金を活用しないことも許容されるか。

●認定手続き（計画内容・添付書類等）関係

- (問 12) 申請窓口はどこか。
- (問 13) 申請する場合、書類を郵送する必要があるか。
- (問 14) 目標は、売上、収益性以外にどんな数値の設定が考えられるか。
- (問 15) 設定する目標は、現状値から 5 %上昇していること、など数値的基準はあるか。
- (問 16) 目標を達成するためにとるべき措置とは、具体的にどのようなものが想定されるか。
- (問 17) 計画の申請後、認定までにはどの程度の期間を要するか。
- (問 18) 認定された計画は公表されるのか。

●認定基準関係

- (問 19) 計画の内容が地域計画の達成に資するかどうかをどのように判断するのか。
- (問 20) 物資又は役務の取引の「相当程度の実績」とは具体的な数値基準があるのか。

- (問 21) 取引量が僅少な事業者は「相当程度の実績」がある場合に含まれないのか。
- (問 22) 物資の取引実績は、直接取引に限るのか。
- (問 23) 物資又は役務の取引の相手方が行う「役務」とは何か。

●計画の変更・軽微変更関係

- (問 24) 認定経営発展法人の資本構成が変わった場合は計画変更・認定が必要なのか。
- (問 25) 提携事業者の資本構成が変わった場合にも計画変更が必要なのか。
- (問 26) 提携事業者の食品事業者が、食品事業をやめた場合はどうなるのか。
- (問 27) 提携事業者の地銀ファンドの投資事業有限責任組合としての存続期間が終了する場合、どう対応すべきか。
- (問 28) 計画の変更について、新たに権利を取得する場合は変更申請が必要か。また、権利を手放す場合、賃借権から所有権へ切り替える場合、賃借権から解除条件付き賃借権へ切り替える場合はどうか。
- (問 29) 計画に記載した目標達成のため講ずる措置とは関係ない農地の権利移動・転用についてまで、大臣の認定を受けなければならないのか。
- (問 30) 所有農地を転用する場合、変更認定・軽微変更の届出を出すタイミングを知りたい。
- (問 31) 農用地利用集積等促進計画で農地の権利移転を実施する場合の、変更認定・軽微変更の届出を出すタイミングを知りたい。

●認定取消、認定期間満了

- (問 32) 認定が取り消されるとどうなるのか。直ちに農地所有適格法人でなくなり、農地を手放すことになるのか。
- (問 33) 出資者の株主構成の変動に備え、又は認定期間満了に伴い議決権を回復する必要があるので議決権を回復する手段を知りたい。
- (問 34) 農業者への割当増資には資金が必要ではないか。
- (問 35) 結果的に目標が達成できなかったときはどうなるのか。計画を更新（新たに認定を受ける）することはできないのか。

●その他

- (問 36) 認定後は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に農林水産大臣への報告が必要とされているが、それとは別に、農地法第 6 条の規定による農業委員会への報告も必要になるのか。

●都道府県、同意市町村、農業委員会向け

- (問 37) 認定経営発展法人が農地の権利を取得するとき、農地法第 3 条の許可が必要か。
- (問 38) 同意協議の通知があり、同意等の回答をする場合、農業委員会は総会を開催して決定する必要があるか。
- (問 39) 計画認定後の通知の対象に農業委員会が入っていないのはなぜか。
- (問 40) 認定経営発展法人を譲渡人とする農地法第 3 条や第 5 条の許可申請があった場合、農業委員会等はどのように対応すればよいか。
- (問 41) 認定経営発展法人を譲受人とする農地法第 3 条や第 5 条の許可申請があった場合、農業委員会等は、どのように対応するのか。

- (問 42) 認定に関する通知が届かない都道府県（当該法人が現時点で農地の権利を有していない都道府県）では、例えば認定経営発展法人から農地法 5 条による農地の取得の申請があった際、その申請法人が認定経営発展法人かどうか知り得ないのではないか。
- (問 43) 農業経営発展計画の認定、認定後の監督における農地中間管理機構の役割いかん。

【制度趣旨関係】

（問１）制度創設の趣旨いかん。

（答）

認定経営発展法人制度は、食料の安定供給の確保に向け、農地所有適格法人の経営基盤の強化を促進するため、農地所有適格法人が出資による食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画を農林水産大臣が認定し、認定を受けた農地所有適格法人に対して、農地法第２条第３項第２号に規定する議決権要件の特例措置を講じようとするものです。

（問２）農地の権利移転、取締役の選解任等を定款に定める趣旨いかん。

（答）

農業経営発展計画を申請する農地所有適格法人は、その定款において、農用地の所有権や使用収益権の設定・移転又は農地を農地以外のものにする決定や、取締役の選解任の決定についての株主総会の決議が、特別決議（当該株主総会に出席した株主の３分の２以上の賛成が必要となる決議）によらなければならないことが定められている必要があります。

本制度においては、農業経営の根幹に関わるこれらの事項を特別決議事項とし、総議決権の３分の１超の株式を有することとされている農業関係者の拒否権を確保することとしています。

（問３）農業経営発展計画においては、法第１４条の２第２項のような役員要件の特例は措置してないのか。

（答）

措置していません。このため、農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人の要件のうち、議決権要件（第１号）以外の第２～４号の各要件は、いずれも具備する必要があります。

【申請者適格関係】

（問４）農業経営発展計画を申請するには、認定農業者として認定期間５年の実績が必要となっているが、申請時点で５年の実績がないといけないか。

（答）

そのとおりです。

（問５）認定農業者の実績が５年以上必要な理由は何か。

（答）

農業経営発展計画は、出資を通じて提携事業者との連携を強め、更なる経営発展を図るため議決権要件の特例を設ける制度です。この趣旨に鑑み、特例を受けることができる法人は、

- ① 高度な経営に取り組むことが可能であり、
 - ② 農地を農業のために利用することが担保されている者
- であり、認定農業者として地域で一定の経営改善を図った者としています。

（問６）複数市町村で営農している場合はその全てで認定農業者となっている必要があるか。

（答）

複数市町村で営農されている場合、

- ① １つの市町村で認定を受けているのみ（広域認定は受けていない）、
 - ② 広域認定を受けているが、農業経営改善計画に記載していない市町村もある、
- といったケースも考えられますが、このようなケースにおいては、法人の経営の中心となる市町村で農業経営改善計画の認定を受けていれば構いません。

（問７）次のような場合、Ａ法人に認定農業者としての資格は引き継がれるのか。

- ① 認定農業者の認定を受けたことがないＡ法人が、認定農業者として５年以上の実績をもつＢ法人を吸収合併する場合
- ② 認定農業者として５年以上の実績をもつＢ法人がＣ法人と合併し、新たにＡ法人となる場合
- ③ 認定農業者として５年以上の実績をもつＢ法人から、個人Ｃが事業分割等により独立し、新たにＡ法人を設立する場合

（答）

原則として、吸収合併や事業分割等により認定農業者として５年以上の実績を持つＢ法人が消滅等し、Ａ法人になる場合、Ａ法人に認定農業者資格は引き継がれません。

なお、合併等を行った場合の認定農業者としての実績の要件適合性については個別に御相談ください。

（問８）全ての市町村で地域計画に位置付けられていることが必要か。

（答）

権利を保有している農地が所在する全ての地域において地域計画に位置付けられている必要があります。申請時点においては、一部位置付けられる見込みのものが含まれていても構いません。

なお、他の市町村の農用地の権利を新たに取得する場合には、当該市町村の地域計画と整合が取れており、最終的には地域計画に記載される必要があります。

（問 9）地域計画がない市町村では、農業経営発展計画を作成できないのか。

（答）

原則として、地域計画がない市町村や、市街化区域のみで農業経営を行う者は要件を満たさないで、本計画を作成・申請いただくことはできません。ただし、ある市町村の地域計画に位置付けられている者が、当該法人の経営発展の達成に資するために行う事業の一環として、地域計画がない市町村や市街化区域で農業を行うことを含む農業経営発展計画を作成することは可能です。

（問 10）花など非食用作物を栽培する農地所有適格法人もこの制度を使えるか。

（答）

花など非食用作物を栽培している農地所有適格法人であっても、本制度を活用して、承認組合（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条の規定に基づく承認組合をいう。以下同じ。）となっている地銀ファンド等や、相当程度の取引実績を有する食品事業者から出資を受けることは可能です。

提携事業者となりえる「食品事業者」の判断は、事業の目的物が食用に供されるかどうかを基準としますが、これは、提携事業者の業種について農業との親和性が非常に高い食品産業をまず制度の対象とするという趣旨によるものであって、「食品事業者」の事業に関し取引が推進される等、農業経営発展計画の認定要件に適合する内容であれば、申請者となる農地所有適格法人の生産物が非食用であっても制度を利用していただくことが可能です。

【出資関係】

（問 11）出資金の使途は制限されているのか。目標を達成するため講ずる措置に出資金を活用しないことも許容されるか。

（答）

出資金の使途は制限しておりませんが、本制度においては、食品事業者等からの出資を受けて、取引の推進その他必要な措置を講ずることにより、農地所有適格法人の経営の発展を図ることとしていることから、目標を達成するため講ずる措置に食品事業者等から出資金を活用されることが望ましいと考えます。

なお、売上高等の農業経営に関する数値が認定発展計画に記載された目標値から大幅に乖離しており、このままでは目標を計画通りに達成することが困難となる見込みがあること、当該措置が当初の計画よりも大幅に遅延していること等を実施状況報告書等において確認したときは、必要な報告を求め、勧告をすることがあります。

【認定手続き（計画内容・添付書類等）関係】

（問 12）申請窓口はどこか。

（答）

農林水産経営局農地政策課です。（地方農政局ではありません。）

（問 13）申請する場合、書類を郵送する必要はあるか。

（答）

原則としてメールにて申請書を提出いただく予定です。なお、やむを得ない場合には郵送による提出も可能ですのでご相談ください。

（問 14）目標は、売上、収益性以外にどんな数値の設定が考えられるか。

（答）

生産量、取引量などを目標として設定することが可能です。

（問 15）設定する目標は、現状値から５％上昇していること、など数値的基準はあるか。

（答）

目標について数値的な基準はありませんが、受け入れる出資金の額や法人の規模などに鑑み、極めて低い目標を設定されていた場合、再考いただくよう助言を行う可能性があります。

（問 16）目標を達成するためにとるべき措置とは具体的にどのようなものが想定されるか。

（答）

例えば以下のような措置が想定されます。

- ・ ６次産業化加工施設等を新たに整備し、連携先の食品事業者に加工品を提供する
- ・ 経営面積を拡大し、連携先の食品事業者に対する取引量を拡大する
- ・ 連携先の食品事業者から、経営、生産・品質管理面でノウハウを有する人材を得て経営改を図る

（問 17）計画の申請後、認定までにはどの程度の期間を要するか。

（答）

標準的な事務処理期間は、1 か月としています。農地法の特例をワンストップ申請される場合には、国から地方自治体に協議を要しますので、追加的に日数がかかります（追加で最長 6 週間）。

（問 18）認定された計画は公表されるのか。

（答）

認定年月日、認定法人名、認定経営発展計画の概要、提携事業者名等を公表します。

【認定基準関係】

（問 19）計画の内容が地域計画の達成に資するかどうかをどのように判断するのか。

（答）

農業経営発展計画が地域計画の達成に資するかどうかについては、農業経営発展計画に記載された取組の内容が、

- ① 地域計画の区域における農業の在り方と整合が図られているか
- ② これに向けた農地の利用が行われるか

等によって判断することとなります。

これを踏まえると、例えば

- ① A 市の地域計画に位置付けられている法人がその地域計画とは全く無関係に B 市のみで取組を行う
- ② 有機農業団地を推進する内容の地域計画を定めている場合において、慣行栽培を前提とした取組を行う

といったケースにおいては、認定は困難と考えます。

（問 20）物資又は役務の取引の「相当程度の実績」とは具体的な数値基準があるのか。

（答）

取引実績の有無の判断に当たっては、申請法人の農業経営の規模や取引事業者との取引の内容、取引期間、取引回数、取引量、取引額等を総合的に勘案し、判断します。

（問 21）取引量が僅少な事業者は「相当程度の実績」がある場合に含まれないのか。

（答）

取引実績の有無の判断に当たっては、申請法人の農業経営の規模や取引事業者との取引の内容、取引期間、取引回数、取引量、取引額等を総合的に勘案し、判断します。

例えば以下のような場合には、相当程度の実績があるとはいえませんが、仮に取引量が僅少であったとしても、取引を継続している期間が長期にわたり、複数作物を出荷している等の事情があれば、相当程度の実績があると判断する場合があります。

ア 取引の継続期間

当該食品事業者との取引の継続期間が1年以下である場合（年1作の品目につき年間の最大取引回数が1回となる場合の取引の継続期間は1年とします。）

イ 取引量

当該食品事業者との取引量が発展計画申請法人の生産量に対して僅少である場合

ウ 取引額

当該食品事業者との取引額が発展計画申請法人の生産額に対して僅少である場合

（問 22）物資の取引実績は、直接取引に限るのか。

（答）

食品事業者との取引実績の有無の判断は、当該事業者と契約が交わされ、生産物を直接事業者に納品していることが基本だと考えております。

一方、食品事業者との取引形態は多様であり、契約は食品事業者と出荷団体間で締結されているものの、契約上産地指定や生産者指定がなされていることにより、実質的には生産者である農地所有適格法人と食品事業者が取引を行っているといえるような場合もあります。

このようなケースは様々想定されることから、外形上は直接的な契約を行っていないものの、契約の内容を踏まえて、農地所有適格法人と食品事業者の取引といえるかどうか、総合的に判断し、取引実態として評価します。

（問 23）物資又は役務の取引の相手方が行う「役務」とは何か。

（答）

農地所有適格法人の経営に関するコンサル業務や出向等の労働力の派遣、研究協力、出資等をいいます。

【計画の変更・軽微変更関係】

(問 24) 認定経営発展法人の資本構成が変わった場合は計画変更・認定が必要なのか。

(答)

認定経営発展法人の資本構成の変更については、提携事業者の出資額、出資割合の変更等、認定経営発展計画の記載事項を変更する場合は、農林水産大臣の変更の認定が必要です。

(問 25) 提携事業者の資本構成が変わった場合にも計画変更が必要なのか。

(答)

必要ありません。

(問 26) 提携事業者の食品事業者が、食品事業をやめた場合はどうなるのか。

(答)

提携事業者が食品事業を廃業し、認定発展計画どおりに措置が講じられない場合、法第 16 条の 6 第 3 項第 2 号の規定に基づく勧告の対象となり、当該勧告に従わず是正されないときは、当該計画の認定を取り消すこととなります。

(問 27) 提携事業者の地銀ファンドの投資事業有限責任組合としての存続期間が終了する場合、どう対応すべきか。

(答)

認定発展法人がイグジットを迎えるなどして、認定発展計画の取組期間中に提携事業者である地銀ファンド等の存続期間が終了する場合は、認定発展計画を変更した上で、取引実績のある食品事業者や他の承認組合である地銀ファンド等に株を譲渡し、引き続き農業経営発展計画の認定に係る議決権要件の特例を活用するか、または、当該認定発展法人内の農業関係者が株式を買い取る等の対応を行うことが考えられます。

(問 28) 計画の変更について、新たに権利を取得する場合は変更申請が必要か。また、権利を手放す場合、賃借権から所有権へ切り替える場合、賃借権から解除条件付き賃借権へ切り替える場合はどうか。

(答)

必要です。なお、仮に計画の変更認定を受けずに農地の権利移転等を行った場合には、認定取

消しとなる可能性があります。

（問 29）計画に記載した目標達成のため講ずる措置とは関係ない農地の権利移動・転用についてまで、大臣の認定を受けなければならないのか。

（答）

本制度は、農地の権利を取得することができる農地所有適格法人について、議決権要件の特例を措置するものですが、これに対しては、農業現場から農地が農業のために利用されるのかとの懸念も示されています。

これを踏まえ、特例が適用された法人による農地の権利移動や転用について、特例の根拠となる農業経営発展計画との整合性を確認するために、農林水産大臣が都度確認し、計画認定の過程で審査することにより、農地の適正利用を担保しております。

（問 30）所有農地を転用する場合、変更認定・軽微変更の届出を出すタイミングを知りたい。

（答）

農業経営発展計画に農地法の許可みなしの適用を受ける農地を位置づける場合には、認定後遅滞なく転用を実行する農地のみ計画に記載してください。

認定後、転用を実行したあと、規則第 15 条の 13 第 4 号イの規定に基づき、軽微変更の届出書を提出していただくこととなります。

（問 31）農用地利用集積等促進計画で農地の権利移転を実施する場合の、変更認定・軽微変更の届出を出すタイミングを知りたい。

（答）

認定経営発展法人が農用地利用集積等促進計画で農用地の権利を取得等する場合、農林水産大臣の変更認定を受ける必要があります。具体的には、農用地利用集積等促進計画で農用地の権利を取得等することが明らかになったときに、遅滞なく認定発展計画の変更申請をしてください。

＜農用地の権利を取得する場合＞

- （１）「農用地に関する事項（別添）」の②の部分に、権利を取得する予定の農用地について追記し、変更認定の申請を行ってください。
- （２）農用地利用集積等促進計画で権利を取得したあと、当該農用地に関する記載を「農用地に関する事項（別添）」の②から①へ移動する必要がありますが、この場合、規則第 15 条の 13 第 6 号ハ及び同条第 2 号の規定に基づき、軽微変更の届出書を提出していただくこととなります。

＜農用地の権利を手放す場合＞

「農用地に関する事項（別添）」の①の部分から、権利を手放す予定の農用地に関する記載を削除し、変更認定の申請を行ってください。

【認定取消・認定期間満了】

（問 32）認定が取り消されるとどうなるのか。直ちに農地所有適格法人でなくなり、農地を手放すことになるのか。

（答）

計画の認定が取り消された場合、農業関係者が3分の1超を占めることとする議決権要件の特例が適用されなくなるため、農業関係者が過半を占めることとする通常の議決権要件を満たしていない状況となることが想定されます。

通常の議決権を満たさないまま農地を所有等し続けると認められる場合には、当該法人が権利を有する農地は、国による買収の対象となります。

（問 33）出資者の株主構成の変動に備え、又は認定期間満了に伴い議決権を回復する必要があるので議決権を回復する手段を知りたい。

（答）

農地所有適格法人が議決権要件を維持するための方策としては、例えば、特例が適用されていた農地所有適格法人において、

- ・当該法人、農業関係者が農業関係者以外の者から株式を買い取る（自社株買い）
- ・農業関係者に新株を発行する（増資）

等の方法が考えられます。

今回の特例では、食品事業者の出資に対しては取得条項付き株式（一定の条件の下で会社が株主の同意なしで株式を買い取ることができるもの）を割り当て、食品事業者以外に株の譲渡が行われることを防ぐことも考えられます。

その他、例えば、事前に契約を結び、当該契約に定める事由が生じた際に株式の譲渡を受けする方法なども考えられ、どのような手段をとることが最適かはケースバイケースですので、弁護士等の法律の専門家にご相談ください。

（問 34）農業者への割当増資には資金が必要ではないか。

（答）

資金の調達として、例えば日本政策金融公庫の融資は出資目的でも受けることが可能です。

(問 35) 結果的に目標が達成できなかったときはどうなるのか。計画を更新（新たに認定を受ける）することはできないのか。

(答)

結果的に目標が達成できなかった場合に罰則はありませんが、目標達成が困難であることが確実な状況を年に 1 回の実施状況報告書において確認した時は、必要な助言等を行うことが考えられます。新たな農業経営発展計画の認定申請があった場合には、改めて認定基準に照らした上で、再認定の可否を判断します。

【その他】

(問 36) 認定後は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に農林水産大臣への報告が必要とされているが、それとは別に、農地法第 6 条の規定による農業委員会への報告も必要になるのか。

(答)

必要です。

【都道府県、同意市町村、農業委員会向け】

(問 37) 認定経営発展法人が農地の権利を取得するとき、農地法第 3 条の許可が必要か。

(答)

認定経営発展法人の農地の権利移動・転用については、国が一律に監督することとなります。このため、別途農業委員会による農地法第 3 条に基づく許可手続は必要ありません。

(問 38) 同意協議の通知があり、同意等の回答をする場合、農業委員会は総会を開催して決定する必要があるか。

(答)

必要です。このため、農業経営発展計画の認定に係る事務処理期間について、法第 16 条の 4 各号に掲げる農地法の許可みなし特例に係る記載がある場合には、標準的な事務処理期間に追加的に日数がかかるものとしております。

(問 39) 計画認定後の通知の対象に農業委員会が入っていないのはなぜか。

(答)

計画の認定後、農林水産大臣は都道府県知事・同意市町村にその旨を通知することになっております。

市町村の組織系統上、同意市町村に通知を行うことにより、市町村に設置される行政委員会である農業委員会にも当該通知があった旨が共有されると考えられるため、条文上は通知先として農業委員会を規定していないところです。

(問 40) 認定経営発展法人を譲渡人とする農地法第3条や第5条の許可申請があった場合、農業委員会等はどのように対応すればよいか。

(答)

農林水産大臣は、農業経営発展計画を認定したときは、都道府県及び市町村へその旨を通知(農業委員会は市町村を通じ把握)することとしており、農業委員会等は、認定経営発展法人を把握することが可能です。

農林水産大臣がその適否を確認していない権利移動について、認定経営発展法人を譲渡人とする農地法第3条や第5条の許可申請があった場合、許可権者は許可をすることができません(農地法第3条第2項第2号の2、第5条第2項第9号)。

このため、農業委員会等は、認定経営発展法人から農地法第3条や第5条の許可申請に係る相談を受けた場合には、当該認定経営発展法人に対し、あらかじめ農業経営発展計画を変更する必要があることを指導いただくようお願いします。

(問 41) 認定経営発展法人を譲受人とする農地法第3条や第5条の許可申請があった場合、農業委員会等は、どのように対応するのか。

(答)

農林水産大臣は、農業経営発展計画を認定したときは、都道府県及び市町村へその旨を通知(農業委員会は市町村を通じ把握)することとしており、農業委員会等は、認定経営発展法人を把握することが可能です。また、農地法第3条の許可の審査に当たっては、法人の議決権要件を確認することを通じて把握することが可能です。

農林水産大臣がその適否を確認していない権利移動について、農地法第3条や第5条の許可を経て、認定経営発展法人が農地の権利を取得した場合、当該認定経営発展法人は、経営発展計画の認定を取り消される事態となってしまいます。

このため、農業委員会等は、農林水産大臣がその適否を確認していない権利移動について、認定経営発展法人を譲受人とする農地法第3条や第5条の許可申請や相談があった場合、国に情報共有いただくようお願いします。

国において、当該認定経営発展法人に対し、その農業経営発展計画に所有権等の権利を有する全ての農用地について記載した上で、変更認定により農地法の許可みなしを受けるよう指導いただくようお願いします。

（問 42）認定に関する通知が届かない都道府県（当該法人が現時点で農地の権利を有していない都道府県）では、例えば認定経営発展法人から農地法５条による農地の取得の申請があった際、その申請法人が認定経営発展法人かどうか知り得ないのではないか。

（答）

農林水産大臣は、農業経営発展計画を認定したときは、都道府県及び市町村へその旨を通知することとしており、通知先の都道府県は、認定経営発展法人の同計画を確認することができます。

また、その認定をホームページで公表する等広く情報提供する予定ですので、通知先ではない都道府県におかれては、当該法人が認定経営発展法人かどうか農林水産省のホームページ等でご確認いただけます。認定経営発展法人からの申請である場合は、国に情報共有いただくようお願いします。

（問 43）農業経営発展計画の認定、認定後の監督における農地中間管理機構の役割いかん。

（答）

認定経営発展法人が農用地の権利設定等をする場合、その所在等を記載した農業経営発展計画について大臣の認定を受けなければならないこととなっています。農地中間管理機構は、認定経営発展法人に係る農用地利用集積等促進計画を定める際は農業委員会とよく連携し、農業経営発展計画に当該促進計画に係る農用地の所在等の記載があることを確認してください。なお、当該促進計画に係る農用地等の記載がない場合には大臣から農業経営発展計画の変更認定を受けるよう、助言ください。